

人権条例・基本計画普及啓発事業委託仕様書

1 事業の目的

2022年4月に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」は、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。その中で、条例に基づく基本計画として2024年3月に「あいち人権推進プラン」を策定したところであり、今後は、条例及び基本計画の内容について、県民の理解をより一層深め、条例の実効性を高めていく必要がある。

そこで、条例及び基本計画の内容を踏まえ、人権課題をテーマとした講演会及び県内の企業、大学、NPO等と連携し、人権について考えるためのワークショップを開催する。

2 業務内容

講演会及び地域の企業、大学、NPO等と連携したワークショップを開催する。

(1) 講演会の開催

ア 名称

「今ある人権課題について（仮）」

イ 時期

2025年9月頃（県と協議の上決定）

ウ 回数

1回

エ 対象

一般県民、企業等事業所職員、自治体職員、大学生など

オ 内容

（ア）愛知県が進める人権施策について

（イ）講演会（新たに問題となっている人権課題を中心に講演内容を決定）

カ 人数

200名

キ 開催方法

オンライン配信（アーカイブ配信あり）

ク 講演会の開催に付随する業務

（ア）講師の選定及び連絡調整

（イ）機器備品の確保

（ウ）次第及び運営プログラムの作成

・講師の手配マネジメント業務

・オンライン配信及びアーカイブ配信に関する業務

・参加者受付に関する業務（申込フォーム等の開設、参加者への案内等）

（エ）参加者のアンケートの取りまとめ

（オ）広報

・チラシ、SNS等の媒体や応募者のネットワークを活用して、効果的な広報を行うこと。なお、県機関や市町村、県内図書館への配布は県において行うことも可とする。

(2) ワークショップの開催

ア 時期

原則として、2025 年 12 月 26 日までの間（県と協議の上決定）

イ 回数

2 回

※県内 2 地域（名古屋、三河）の各地域で 1 回ずつ開催すること。

ウ 時間

3 時間程度／回

エ 対象

一般県民、企業等事業所職員、自治体職員、大学生など

オ 内容

条例の趣旨を踏まえ、4 つの個別課題（インターネットによる人権侵害、外国人、部落差別、性的少数者）のうち、外国人、部落差別をテーマとした人権課題についての取組事例紹介を行った後、交差する人権課題について理解を促進するためのワークショップを実施する。なお、ワークショップの前に、県による「愛知県人権尊重の社会づくり条例」及び「あいち人権推進プラン」の説明（10 分程度）、人権課題に取り組んでいる N P O や先進的な取組を行っている企業等からの事例発表（2 ～ 3 者程度）を行う。

カ 定員

50 名／回（県による説明及び取組事例紹介は、アーカイブ配信あり）

キ ワークショップの実施に付随する業務

（ア）各回ごとに、ファシリテーター及び事例発表者の選定及び連絡調整

- ・各回ごとに、ファシリテーター（1 名）及び企業、大学、N P O 等事例発表者（各回 2 ～ 3 者程度）を選定すること。
- ・ファシリテーターは、進行及び参加者同士の交流を円滑に取り仕切ることができる人物を選定すること。
- ・企業、大学、N P O 等事例発表者は、人権課題に積極的に取り組んでいる者を選定すること。
- ・実際のファシリテーター及び事例発表者の選定にあたっては、県と協議すること。
- ・事例発表者はそれぞれ異なる者を選定すること。（ファシリテーターは重複可とする。）
- ・ワークショップの実施に向けて、アで選定した者と連絡調整を図ること。

（イ）会場及び附属設備の借り上げ

- ・ワークショップを行うことを考慮した広さの会場及び附属設備の借り上げ、設営、撤去等を行う。

（ウ）運営

- ・次第、運営プログラムの作成
- ・ファシリテーター、事例発表者等の手配マネジメント業務
- ・アーカイブ配信に関する業務
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に関する業務（消毒設置等）
- ・参加者受付に関する業務（申込フォーム等の開設、参加者への案内等）

(エ) 開催結果の作成

(オ) 参加者のアンケートの取りまとめ

(カ) ワークショップで出てきた意見の取りまとめ

- ・すべてのワークショップのグループから出てきた意見の概要及び詳細をまとめる。
- ・原則として、開催後 2 週間以内に提出すること。

(キ) 広報

- ・チラシ、SNS 等の媒体や応募者のネットワークを活用して、効果的な広報を行うこと。なお、県機関や市町村、県内図書館への配布は県において行うことも可とする。

ク 追加提案

ア～キに記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加提案することも可とする。

3 業務完了届について

受託事業者は、全ての委託業務が完了したときは、業務完了届に事業の成果等を記載し、成果物を添えて遅滞なく県に提出する。

4 その他

この仕様書に定めがない事項については、愛知県と協議の上決定する。